

朕臨時震災救護事務局官制を裁可し茲に之を公布せしむ

本令は公布の日より之を施行す

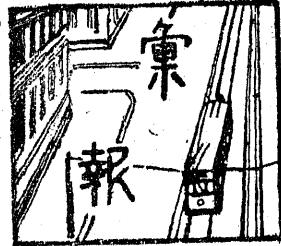
御政名御璽

大正十二年九月二日

内閣總理大臣 伯爵 内田 康哉

内務大臣 水野 錠太郎

勅令第三百九十七號



(誌 日 災 震)

一 日 午前十一時五十八分大震突發す

以 来 各 所 より 起 れ る 火 灾 と 連 続 す る 餘 震 と は 文 明 の 諸 機 關 を 破 壊 し、 電 信 電 話 新 聞 通 信 官 報 等 直 ち に 復 舊 す る に 由 な く 十 餘 日 の 間 は 流 言 遊 語 盛 ん に 行 は れ た る が 今 左 に 當 時 の 本 會 議 事 情 に よ り 其 主 要 な も の を 抜 截 し て 讀 者 の 確 保 に 貢 せ ん

午 後 七 時 緊 急 間 議 を 開 き 琢 備 金 よ り 救 護 費 九 百 五 十 萬 圓 支 出 を 决 す

臨 時 震 灾 救 護 事 務 局 を 設 け 内 閣 總 理 大 臣 を 總 裁 に 内 務 大 臣 を 副 總 裁 に 各 省 次 官、 局 長 を 參 与 に 各 省 高 等 官 を 事 務 官 に 充て 關 係 各 省 打 つて 一 丸 さ し た る 統 一 の 應 急 機 關 を 作 り 其 の 本 部 を 駒 町 駅 外 櫻 田 町 な る 内 務 大 臣 官 駅 に 置 き 直 ち に 活 動 に 入 た り 即ち 下 記 の 如 し

第一條 臨時震災救護事務局は内閣總理大臣の管 理 に 屬 し 震 灾 被 害 救 護 に 關 する 事 務 を 掌 る

第二條 臨時震災救護事務局に左の職員を置

總 裁

副總裁

參與

委 員

事 務 官

書 記

第三條 總裁は内閣總理大臣を以て之に充て

副總裁

參與

委 員

事 務 官

書 記

第四條 參與は内務大臣を以て之に充て

副總裁

參與

委 員

事 務 官

書 記

第五條 委員及事務官は各廳高等官及東京市

助 劵

内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣

總 理

大 臣

奏 請

に 依 り 内 閣







朕茲に緊急の必要ありと認め権密顧問の諮詢を經て帝國憲法第八條第一項に依り生活必需品に關する暴利取締の件を裁可し之を公布せしむ

御名 御璽  
大正十二年九月七日

攝政名 御璽  
内閣總理大臣 伯爵山本權兵衛

兼外務大臣 各大臣

官吏以下に支給する俸給、給料及手當は東京府、神奈川縣、千葉縣、埼玉縣及静岡縣に勤務するものに對しては大正十二年九月分に限り

勅令第四百五號  
震災に際し暴利を得るの目的を以て生活必需品の買占若し賣惜を爲し又は不當の價格にて其の販賣を爲したる者は三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す

前項の生活必需品の品目は命令を以て之を指定す

附則 本令は公布の日より之を施行す

朕會計規則其の他の收入支出に關する命令の規定に對し特例を設くる件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽  
大正十二年九月七日

内閣總理大臣 伯爵山本權兵衛

大藏大臣 井上準之助

勅令第四百六號  
震災に基く特別の事情に因り必要ある場合に於ては大藏大臣は會計規則其の他の收入支出に關する命令の規定に對し特例を設くることを得

附則 本令は公布の日より之を施行す

## 八日

資金の貸出  
神奈川縣下の震災に對する應急の措置として國庫は裁成を經て取敢へず金百萬圓を同縣に貸出せり内五十萬圓は横濱市に轉貸せしむる見込なり

○臨時震災救護事務局神奈川支部の狀況  
神奈川支部に於ては三矢内務監察官安河内神奈川縣知事渡邊横濱市長を幹部とし總務部、食糧部、警備部、運輸交通連絡部、飲料水部、諸材料部、收容設備部、衛生醫療部、會計經理部、情報部を設け縣側事務官よりは部長、技術部、教諭部を以て其は助役等專心救護に努力しつゝあり又内務省土木試驗所長、牧工學博士は横濱復興根本方針策立の爲め不眠不休事務を裁理中なり

内外各方面よりの同情

麥粉五十噸 加奈陀日本人會

コンデンスミルク五百噸 加奈太赤十字社

ミルク四噸半 同

一金一万圓半 同

一金五千磅約八萬圓分 樺太作霖

一金五萬磅(追加)並食糧品 長岡山縣知事

一、小屋掛附屬便用セメント空樽、七百個、石油罐六百個調達済(秋田縣)

一、澤庵五百樽八日追送(德島縣)

一、ミルク九千六百磅十日發送の見込

適宣の日に繰上げ支給することを得  
附則 本令は公布の日より之を施行す

大正十二年九月七日

大藏大臣 井上準之助

官吏以下に支給する俸給、給料及手當は東京府、神奈川縣、千葉縣、埼玉縣及静岡縣に勤務するものに對しては大正十二年九月分に限り

◎大藏省令第十七號  
史ノ成跡ニ鑑ミ皇考中興ノ宏謨ヲ繼承シテ肯テ愈ラサラムコトナ庶幾シ夙夜兢業トシテニ賴リ世界空前ノ大戰ニ處シ尙克ク小康ニ保ツチ得タリ

奚ソ圖ラム九月一日ノ激震ハ事咄嗟ニ起リ其ノ震動極メテ峻烈ニシテ家屋ノ倒壊男女ノ慘死幾萬ナルチ知ラス剥ヘ火災四

方ニ起テ炎燄天ニ冲り京濱其ノ他ノ市

方ニシテ焦土ト化ス此ノ間交通機關

杜絕シ爲ニ流言蜚語盛ニ傳ハリ人心洶々

トシテ倍々其ノ慘害ナラシム之ヲ安政當時ノ震災ニ較フレハ寧ロ凄愴ナルチ

想知セシム

朕深ク自ラ戒慎シテ已マサルモ惟フ二天

災地變ハ人人力チ以テ豫防シ難ク只速二人

事チ盡シテ民心ナ安定スルノ途アルノ

ミ凡ソ平常ノ秋ニシテハ非常ノ果斷ナ

カルヘカラス若シ夫レ平時ノ條規ニ膠柱シテ活用スルコトナ悟ラス緩急其ノ宜ナ

失シテ前後ナ誤リ或ハ個人若ハ一會社ノ利益保障ノ爲ニ多衆災民ノ安固ナ脅スカ

ラス朕深ク之ヲ憂惕シテ抵止スル所ナ知

ラス朕深ク之ヲ憂惕シテ既ニ在朝有司ニ命

◎大藏省令臨第一號  
品に關する暴利取締の件に依り生活必需品指定期定の件左の通指定期定

大正十二年九月七日

農商務大臣 男爵田健治郎

官吏以下に支給する俸給、給料及手當は東京府、神奈川縣、千葉縣、埼玉縣及静岡縣に勤務するものに對しては大正十二年九月分に限り

大正十二年九月七日勅令第四百五號生活必需品に關する暴利取締の件に依り生活必需品指定期定の件左の通指定期定

大正十二年九月七日

農商務大臣 男爵田健治郎

官吏以下に支給する俸給、給料及手當は東京府、神奈川縣、千葉縣、埼玉縣及静岡縣に勤務するものに對しては大正十二年九月分に限り

大正十二年九月七日勅令第四百五號生活必需品に關する暴利取締の件に





十一

品川、田端間十一往復の旅客列車及十二往復の貨物列車を運轉す  
袋堀赤羽間は混亂を防止する爲列車運轉せす

**震災地視察の爲侍従御差遣**

花蓮港地震  
江戸川流域地震

(二) 東北、信越線  
新宿與瀬間四往復の旅客列車を運轉し與瀬  
トンネル不通箇所徒步約十五町を介し上野  
原との列車に接續せしむ  
右の外新宿八丁目三回、上り四回、新  
宿與瀬間下り一回の旅客列車を運轉す

**第一條** 政府は震災被災者の納付すへき大正十二年分の第三種所得税及營業税に付各納稅者の被害の状況に應し命令の定むる所に依り之を免除又は輕減することを得  
**第二條** 政府は震災地に於て大正十二年度に納付すへき左の租稅に付命令の定むる所に

依り其の徵収を猶豫

四、相續稅

附則  
本令は公布の日より之を施行す

政府は震災の影響に因り必要あるときに賄うの定むる所に依り期間を指定し生活必需品並木又は建築の用に供する器具機械及材料の輸入税を低減又は免除することを得

本令は公布の日より之を施行す（九月十二日  
施行）

卷之三

新大橋出張所  
洲崎警察署  
越中島深川區役所

京濱電氣鐵道より  
外に河港課の船舶十五艘を以つて大川筋より  
月島方面へ配給の準備中

六郷橋の水中に在る橋脚破損の爲差當り應急工事を施し十一日試運轉をなし十二日より品川、新子安間運轉の豫定なり

運轉見述車體二十  
運轉時間(自午前七時至午後七時半)  
貨車六臺  
無蓋積重七噸半

皇后陛下の恩召に依り市内及附近町村に於ける雀次寫真所改築の状況を見る

爲御使を差遣はるゝ、趣前號事報の通なるか。昨十三日は三條皇后宮事務官清水谷侍從を差遣はされり。金一四一貫銀一貫付を差

大正十二年九月上旬東京火災義夫  
遣にござれり尙今十四日も引續き市内及附近  
町村に差遣はさるべく又横濱地方にも近く御  
差遣相成る筈なり

面積調 (方里) 陸地測量部

電車は着々復舊工事を急きつゝ、あるが九月十一日迄に運転を開始せる練路左の如し  
始點 神明町 経 鳴白山 由 上野三橋 終 黒川  
本郷看町

真鶴、熱海方面の被害も甚大にして、交通道路及船舶の爲本たる救護十分ならず、此方面に對する  
救護の徹底は目下の如きを認められん。  
奈川郡は津間の鐵道は十二日頃開通の見込  
なるも馬入川は當分歩運輸を要すべし。  
大磯以西の東海道及秦野、二宮道は自下駄馬  
を通し得るも車輛通過の爲には沿道諸橋梁の  
大修理を要すべし。  
國府津、松田道は未だ人の通過すら困難なり  
司法省令第十七號

用防水布の貯集及船舶の詰置を檢て殊に太  
賀濱沿岸には横荷就中米及は等の救援物  
貯藏假庫を横濱に建築する材料の輸送を  
訓令せり九月七日の該委員會に於ける決議  
は左の通り

一、桑港、「シャトル」に於ける赤十字社購  
買船積部に購入物資輸送の急速實行を  
命令せり

二、「シャトル・ポートランド」より假收容  
所へ物資貯藏庫建築用木材の輸送を命令  
せり

四谷區中に新宿御苑を算入せず	0.0013
荏原郡	0.0008
北多摩郡	0.0009
豊多摩郡	0.0009
北豐島郡	0.0009
南葛飾郡	0.0009
計	0.0054

四

小田原は一千五百石、三百三十負傷者五百石燒失し千七百戸倒壊死者も二百三十負傷者五百石を出し官公署の殆んど全部を焼失せり(區監察所警察署は倒壊のみ)御用邸及閑院宮別邸も全部倒壊し足柄下郡(小田原を除く)の倒壊家屋一萬二千死者千二百負傷千五百に達す

一般人心は一時大に不安に陥りしか糧食の配給されし警備軍隊の配置に依り今日にては静穩に歸せり

此地方警備隊は静岡及濱松の歩兵二個聯隊、農橋師團の工兵隊及救護班にして小田原に司令部を置き大磯、厚木、秦野、松田方面より箱根山中に至る迄各部落に配置して警備並救護に任せり

金募集に盡瘁したる結果現在約四萬弗に達し右を以て是迄發送済の物資の外更に十一日出帆の富山丸にて多量の物資を送る筈又「タコ」日本人會のみは獨立に集金し目下七八萬を得是亦大阪商船に依り物資發送の筈なり「シャトル」日本人側の物資送付は富山丸にて打切り残餘は現金にて發送しだき考へ

三、米國赤十字社は桑港に於ける在庫米全部五千萬石を買上げ續々本邦へ輸送中なるが桑港穀物商組合は爲の旨段落を豫防する爲一切の思惑買入爲さる旨申合せを爲したる趣なり猶ほ「ソザーン・パシフィック」、「ウエスター・パシフィック」及「サンタ・フイー」三鐵道會社は米國赤十字社は日本救恤團體の物資に限り無貨輸送を爲すへき旨在桑港本邦總領事に申越したり

**大正八年九月鐵道大臣訓令**  
第六十七號  
**託小荷物扱所規程第二條を左の通改正し十月一日より之を施行す**

物の種類は左の如し但し代金引換荷物及  
物引換證の發行を要する荷物は其の取扱  
爲さず  
一 通常小荷物(生鮮魚及蠶卵紙を除く)  
二 易損品  
三 優高品

幸

内に於ける大正十二年九月の震災に因り火災に罹りたる地位に於て大正十三年二月末日迄に建築に着手し大正十七年八月末日迄に除却する假設建築物に付ては市街地建築物法第二條乃至第十一條及第十三條乃至第十五條の規定を適用せず東京府及神奈川縣の市街地建築物法適用區域内に於ける前項の地區外の地區に於て大正十三年二月末日迄に建築に着手し大正十七年八月末日迄に除却する建築物にして救護其の他の應急的施設の爲にするものに付亦前項に同じ第一項の地區の範圍、同項の假設建築物の構造並前項の建築物の種類及構造は内務大臣之定む

附則

本令は公布の日より之を施行す（九月十五日施行）

震災地に於ける假設建築物に就て  
復興院計畫局長 池田 宏  
シク其の他の假設的建築物を急造するの必要あるは言ふまでもなき事なるを以て此の急に應する爲今回勅令及省令が制定せられ火災に罹り焼失したる地區に假設建築物を建築する場合及焼失區域以外の震災地に於て罹災者救護の爲めにする應急的小屋掛、食糧品、衛生材料、建築材料等を一時貯蔵する倉庫の類を建築する場合には大體市街地建築物法に依らずして建築する事を許すことをなれど唯之に對して必要な取締を爲すことは勿論なりさす一面帝都の復興については着々として調査を進みつゝあるが引續き相當の機關

鳳至郡八内  
珠洲出津町 神野村 三波村

本令は大正十二年十月一日より之を施行す  
大正十二年九月十三日  
司法大臣 平沼謹一郎

一、米國赤十字社の救援運動  
米國の救援運動は、米國赤十字社の救濟事業に関する活動は、全國の同情と共に目覺しき進捗を見たり義捐申込二百萬弗に達し實行委員側は此風潮に勵まされ「フーヴァー」商務卿自から魚類、衣類、下着、靴、鐵力、材木、假小屋

四 貴重品  
第一種貴重品(金貨を除く)  
第二種貴重品(兌換券、銀行券、小額紙  
幣、軍用手票、印紙、切手及證券類を除く)  
内務省告示第二百八十七號  
郡市の區域に依らざる警察署管轄區域表中茨  
城縣の棚江戸崎警察署の項を左の通改め同署  
の次に左の通追加す  
大正十二年九月十四日

警 察 署	江 戶 署	署 名
長 大 數 竿 郡 村 村	稻 敷 余 島 村 村	稻 敷 須 中 里 村 村
根 生 本 板 村 村	龍 ヶ 新 崎 村 町	太 田 島 田 村 村
長 源 白 河 村 村	柴 野 江 野 村 村	金 阿 波 田 村 村
		木 原 原 賀 津 村 村

十五日  
牛久村  
莖崎村  
駒柴村

本十五日賑恤の資さして秋父宮、高松宮、伏見宮、閑院宮、東伏見宮、華頂宮、山階宮、賀陽宮、久邇宮、梨木宮、朝香宮、東久邇宮、賀白川宮、竹田宮より金五拾萬圓御下賜相成りたる旨後藤内務大臣に對し御沙汰ありたり  
罹災地に於ける假設建築物等に  
關する勅令

に依て各方面に亘る都市計畫の樹立さるゝ運に至るへきを以て焼失區域に於てはそれまで本建築に着手することは帝都復興の都市計畫の實行をして圓滑ならしむる爲め此の際之を差控へられんことを切に希望する所なり横濱市に付ても亦同様なり

○司法省告示第十八號 東京區裁判所林町出張所は本年九月一日、同區裁判所二長町出張所は同月三日火災に罹り同年三月十五日迄に登記回復の申請を爲し又は其の通知若は嘱託を爲すへし前項に定めたる期間内に不動産に関する登記の回復を申請し又は其の嘱託を爲すときは登記したる権利は仍前登記簿に於ける順位を有すへし  
けたる者又は同出張所に對し登記を受ける者は嘱託を爲したる官廳、公署は大正十三年三月十五日迄に更に之を差出すへし  
登記回復の申請に付ては特に左の事項を注意すべし

第一 登記回復の申請書には登記済證を添附するを本則とするも登記済證なきものに付ては此際前主の登記済證、登記簿の謄本抄本、船舶登記證書、土地臺帳謄本、船舶原簿の謄本抄本、區役所の證明書、他の登記簿の謄本抄本（共同擔保の一部の登記簿の謄本等）等を添附するこ登記に付公告の定めあるものに付ては登記

### は郵便法第三十五條第二號に因り損害賠償の責に任せす

○遞信省告示第十四百二十八號 震災及標識燃料供給不能の爲左記の航路標識は燈火消滅せり但し復舊又は假燈點火の上は更に告示すへし 大正十二年九月十五日 遞信大臣 犬養 毅

燈 塔  
勝 浦（千葉縣夷隅郡）  
野島崎（同 安房郡）  
洲ノ崎（同 同）  
大島（東京府伊豆大島）  
劍崎（神奈川縣三浦郡）  
觀音崎（同 同）  
第三海堡（東京海埠）  
橫濱東水堤（橫濱北及東兩水堤端）  
羽根田（東京府羽根田洲外端）  
挂燈浮標  
本 牧（横濱港口）  
川 崎（羽根田洲ノ南端）  
荒洲水中音信號（横濱港外）  
品川及第二海堡の兩燈臺は震災の爲沈下傾斜し燈火一時消滅せしも從前の通點火復舊せり

以上は震災時より十五日間に於ける諸件中重なるものを抜擢して讀者諸賢の参考に資したもののが、後半月に至りては電信郵便新報員を派して京濱の新聞にも劣らざる詳報となつたるは、一般の既知するところなるを以て餘は之を省略す。

### 道路改良宣傳伊那節

- 道を改修したや平に直ぐに 伊那の平と云小様に 今じや自動車の行き交ひ
- 伊那の谷だと云はれただけで 伊那はよいどこお米もあまる 蘭もこれたり道もよい
- 道の手入れを見りや其の村の 人の善し惡しすぐ知れる
- 道は遠くも伊那路は嬉し 馬車や自動車が行き交ひ
- さア行きましよ伊那路の旅に 水もよければ道もよい
- 天龍川邊を合乗自動車 清き流れを見て通る
- 主として見よ自動車が通る 昔しや馬の脊で越した道
- 乙女可愛やつまづく石を 人の爲だと片付けた
- 様に逢ひたや心は急ぐ 早く自動車通したい
- 道のよくないお里の人は 文明開化にやなればせぬ
- 道を改修して山奥までも 主と自動車飛せたや

道路改良會の趣旨に基き通俗的にこれを一般に徹底する様に宣傳したいと思ひまして古來から伊那の獨特として謠はれて居る伊那節の新作を致しました之れを宣傳隊の標語や其の他と共に普く謠ひ傳へて早く理想の實現を期したいと思ひます

### 長野縣上伊那郡道路改良聯盟

の公告を掲げたる官報又は新聞紙を添附すること

第二 前項に掲げたる添附書類なき場合を雖

登記事項の證明ありと認めらるときは申請を受理すべきに依り隣地所有者又は權利上利害の關係を有する者の證明書其の他苟くも

登記に關する帳簿及書類全部焼失したり焼失したる登記簿若は共同人名簿に登記を受ける者は嘱託を爲したる官廳、公署は大正十三年三月十五日迄に登記を受けるべきに依り當事者は兎に角回復すべき

第三 前二項の證憑書類なきものに付ては回復登記の申請を受理することを得ざるも登記所は出來得る限り回復登記に關し便宜を計るべきに依り當事者は兎に角回復すべき

登記事項を登記所に申出付へし 大正十二年九月十五日 司法大臣 平沼駿一郎

○司法省告示第十四百二十七號 大正十二年九月一日の震災の爲め東京府、埼玉縣、神奈川縣、靜岡縣下に在る郵便官署中執務不能のものは九月一日以降局務恢復に至る迄臨時郵便事務の取扱を停止し又は其の取扱事務の制限を爲したるに付左記の通り心得ふへし

一 稽地局にして郵便事務に制限を付し取扱を爲し得べきものは機宜の方法に依り其の取扱局名を公告す

二 郵便事務取扱に制限を付したる局は左記範圍の郵便物に限り取扱を爲す

1 災害關係に付官公署に發著する第一種及第二種普通常郵便物

2 災害者より地方に發する第一種（無封書狀を除く）及第二種普通常郵便物

3 災害地官公署より他地方に發する第一種（無封書狀を除く）及第二種普通常郵便物にして急を要し且重量十匁を超えるもの

4 官報 東京市内に在ては郵便事務制限取扱を爲す局區内相互間に發著する第一種（無封書狀を除く）及第二種普通常郵便物

5 東京市内に在ては郵便事務制限取扱を爲す局區内相互間に發著する第一種（無封書狀を除く）及第二種普通常郵便物

6 前各號の郵便物は郵便局窓口に差しするものに限る

3 郵便事務制限取扱局の郵便受付時間は午前八時より午後五時迄

4 郵便事務制限取扱局の郵便受付時間は午前八時より午後五時迄

5 郵便事務制限取扱局の郵便受付時間は午前八時より午後五時迄

6 前各號の郵便物は郵便局窓口に差しするものに限る

7 郵便事務制限取扱局の郵便受付時間は午前八時より午後五時迄

8 郵便事務制限取扱局の郵便受付時間は午前八時より午後五時迄

震災前に差出したる郵便物は其の配達局の事務恢復に從て之を配達せしむ郵便事務の停止又は制限取扱の爲取扱を爲さりし期間は留置郵便物、代金引換郵便物、集金郵便の留置又は取扱期間に入せず、震災及び之に基く火災等に依り震災地局取扱中の郵便物にして亡失又は焼失したるものあるへし此等郵便物に對しては停止し又は普通配達の方法に依ることあるへし